

袖ヶ浦市幼保連携型認定こども園
整備運営法人募集要項

令和4年12月

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課

袖ヶ浦市幼保連携型認定こども園整備運営法人募集要項

1 趣旨

袖ヶ浦市では、令和3年8月に「市立幼保施設のあり方に関する方針」を策定し、子どもたちの健全育成に必要な幼児教育・保育サービスの持続的な提供と将来のまちの発展に寄与するため、地域を定めて幼児教育・保育施設に関する配置等の計画を策定することとしました。

この方針に基づき袖ヶ浦市の内陸部に位置する平川地区における計画である、「平川地区幼児教育・保育施設整備計画」を令和4年9月に策定し、平川地区における魅力ある子育て環境の構築を目指し、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育・保育環境の向上を図るとともに、地域での子ども・子育て支援を総合的に推進できる施設の整備を図ることとしています。

ついては、袖ヶ浦市平川地区の特性に応じた幼児教育・保育の充実に寄与する幼保連携型認定こども園を整備・運営する法人を募集します。

2 募集施設の概要

(1) 施設の種別

幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という）第2条第7項の規定による施設）

(2) 定員設定

平川地区の保育ニーズの受け皿としての役割及び就学前児童の教育部分利用のニーズの受け皿としての役割を果たすことができる施設とするため、1号認定子ども及び3号認定子ども（0歳児からの受入れ）の定員設定を必須とする。また、次表を最少確保定員とすることとし、3歳以上については各年齢2クラスを基本とし、各年齢1号認定・2号認定を合わせて40名受け入れることとする。

（年齢別最少確保定員）

子ども類型	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定子ども	—	—	—	15	15	15	45
2号認定子ども	—	—	—	15	15	15	45
3号認定子ども	5	7	8	—	—	—	20

(3) 開設年月日

令和7年4月1日

(4) 開設までのスケジュール（予定）

- ・整備運営法人の決定 令和5年 3月
- ・国交付金協議 令和5年 6月
- ・国交付金内示 令和5年 8月
- ・実施設計 交付金内示後
- ・施設整備着手 令和5年度中
- ・開設予定 令和7年 4月

なお、このスケジュールは、工事着手までの最短のスケジュールを示すものであり、令和5年度中の工事着手を義務づけるものではない。

3 応募資格及び応募条件

応募することができる法人は社会福祉法人又は学校法人とし、以下の全てに該当することを応募条件とする。

- (1) 本公募の申請日までに認定こども園の運営実績があり、かつ認定こども園、認可幼稚園、認可保育所又は認証保育所の施設運営を本公募の申請日までに3年以上行っている法人であること。
- (2) 児童福祉事業に熱意を持ち、袖ヶ浦市の保育・幼児教育及び子育て支援施策に積極的に協力できる法人であること。
- (3) 「平川地区幼児教育・保育施設整備計画」の内容を理解し、当該計画に基づく認定こども園の整備・運営を図ることのできる法人であること。
- (4) 応募に係る法人自らが認定こども園の整備運営法人となること。
- (5) 令和7年1月末日までに建築工事を完成し、令和7年4月1日に開設できる法人であること。
- (6) 認定こども園法第17条第2項各号に定める欠格事由に該当しないこと。
- (7) 経済的基礎を有すること
 - ア 年間事業実施予定費の12分の1を普通預金等で自己所有していること。
 - イ 財務内容及び資金計画が適正であること。
 - ウ 直近の会計年度において、認定こども園等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、2年以上連続して損失を計上していないこと。
- (8) 社会的信望を有すること。
 - ア 法人の役員等が袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び第9条に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
 - イ 教育・保育事業において、改善勧告を受けた場合は、改善が行われたと認められていること、かつ改善勧告を受けて5年を経過していること。
 - ウ 法人及び法人代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
 - エ 破産、民事再生、その他これらに準ずる手続きの開始申立てがされていない

こと。

(9) 建物及び備品等は、当該施設における目的以外に使用しないこと。

(10) 認定こども園に係る土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、法人の負担とすること。

4 遵守すべき法令等

認定こども園の整備・運営にあたり、次の法令、条例及び関係規程の基準等を遵守すること。

(1) 認定こども園法

(2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設置及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設置及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉県条例第41号。以下「千葉県条例」という。）

(4) 幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準（以下「千葉県審査基準」という。）

(5) 幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱（以下「千葉県要綱」という。）

(6) 袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）

(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）

(8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）

(9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）

(10) 消防法（昭和23年法律第186号）

(11) その他、事業の実施に際し関係する法令・通知

5 整備に関する条件

(1) 土地

認定こども園の整備・運営を行う土地については、袖ヶ浦市が所有する公園用地を使用する手法と募集区域内において法人が提案する土地で整備を行う手法とのいずれかを選択し提案すること。

ア 袖ヶ浦市が所有する公園用地を使用する手法

所在地	袖ヶ浦市百目木公園敷地・袖ヶ浦市堂谷149、150、151、152、153、154の一部、155の一部 (別添1「袖ヶ浦市認定こども園整備運営法人募集に係る募集区域図」、別添2「百目木公園占用箇所図・地番図」参照)
敷地面積	約3,300㎡(なお、占用範囲の詳細は、整備運営法人決定後に協議により決定する。)
地目	公園

用途地域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%
使用条件	<p>(1) 土地の占用について 計画地は、都市公園である百目木公園の敷地内にあるため、認定こども園の設置及び運営には、都市公園法第6条第1項及び第7条第2項に基づく占用許可が必要となる。占用期間は、法の規定により10年間とし、占用許可の更新は妨げないものとする。占用許可については、別途袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例等の関係法令に基づき、袖ヶ浦市に申請が必要となる。</p> <p>(2) 占用料について 計画地の占用料については、袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例の改正を令和4年11月袖ヶ浦市議会定例会に上程し、袖ヶ浦市行政財産目的外使用料条例（昭和55年条例第4号）を準用する予定である。 なお、袖ヶ浦市行政財産目的外使用料条例に基づき算出した令和4年度時点の占用料は年額約85万円（3300㎡）となる見込みであるが、条例の議決及び占用時点の土地評価額及び占用面積により決定となるため、現時点での参考値である。</p> <p>(3) 占用の条件について 都市公園における認定こども園の占用は、都市公園法施行令（昭和31年政令第209号）第15条及び第16条で定める技術的基準に適合するものであるほか、次の条件を満たすこと。</p> <p>①都市公園法及び袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例等の関係法令を遵守するとともに、袖ヶ浦市の公園管理等に係る指導・指示に従うこと。</p> <p>②建物の外観は公園の景観と調和するものとし、事業期間を通じて美観を保つこと。</p> <p>③建物の構造について、倒壊・落下等を防止する措置を講じる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>④占用許可は、第三者に譲渡しないこと。</p> <p>⑤占用許可を受けた計画地は、認定こども園の運営以外の目的に使用しないこと。</p> <p>⑥占用期間が満了したとき又は法人側の理由により占用許可が取り消されたときは、自らの費用にて計画地を占用許可申請時点の状態まで現状回復するものとし、その際は、関係法令を遵守し、袖ヶ浦市の指示に従うこと。また、その際に係る費用は法人が負担すること。</p> <p>⑦認定こども園の整備に係る工事の施工計画について、袖ヶ浦市の承認を得ること。また、袖ヶ浦市が改善の必要があると認めた場合は、その指示に従うこと。</p> <p>⑧工事に際しては、公園利用者への安全対策を十分考慮すること。</p>

	<p>⑨園庭として使用する区域については、土壌調査等の事前調査を実施すること。</p> <p>⑩地下埋設物や地中障害物が発見された場合、その取扱い等について市と協議すること。</p> <p>(4)敷地内の既存物件について 計画地内の樹木やフェンス等の施設整備に支障となる物件の取扱いについては、整備運営法人決定後に双方協議の上決定するものとする。</p> <p>(5)建築に係る許可等について 計画地は、市街化調整区域であるため、都市計画法上の申請手続きが必要となる。また、接道に関し建築基準法第43条第2項に基づく手続きが必要となるため、協議に時間を要することを十分考慮した整備スケジュールとすること。なお、本件は整備運営法人を決定するものであり、建築に係る許可等が確定するものではないことを留意すること。</p> <p>(6)浸水想定区域への対応について 計画地は、小櫃川の浸水想定区域に含まれていることから、2階建ての建築物とする等、浸水対策を考慮した建築計画とすること。</p>
--	---

イ 募集区域図内で法人が提案する土地で整備を行う手法

募集区域	別添1「袖ヶ浦市認定こども園整備運営法人募集に係る募集区域図」に示す区域内とすること。
条 件	<p>(1)次の①、②のいずれかの方法により、土地・建物を取得すること又は使用する権利を有していることが確実に見込まれること。</p> <p>①所有権を有している又は確実に取得することが見込まれること。</p> <p>②貸与を受ける場合は、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（平成26年12月18日雇児保発第1218号・社援基発1218第1号通知）」の定めによること。</p> <p>(2)抵当権等の制限がないこと（福祉医療機構の融資又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く）。</p> <p>(3)土地を取得する場合の取得価格は、路線価等に照らし、適正な価格であること。また、貸与を受ける場合は、周辺土地の賃貸価格と比較し、適正な価格であること。</p> <p>(4)認定こども園用地は、送迎用駐車場を敷地内に確保することが可能で、かつ、送迎時に近隣住民の交通の妨げとならないよう、前面道路の幅員等に配慮し選定すること。</p> <p>(5)都市計画法に基づく開発許可、農地法に基づく農地転用及び公有水路等の占用等、建築行為のために許可を要する土地については、整備着手までに許可が得られる見込みの土地であること。</p>

	<p>(6) 計画地が、小櫃川の浸水想定区域に含まれている場合は、2階建ての建築物とする等、浸水対策を考慮した建築計画とすること。</p> <p>(7) 屋外遊技場の面積は、1000㎡以上確保すること。</p>
--	---

(2) 建物等の構造・設備等

- ア 園舎は平屋建て又は2階建ての新築とすること。
- イ 屋外遊技場は、同一敷地内に整備すること。
- ウ 送迎用駐車場・駐輪場を敷地内に設けることを原則とし、送迎時の安全確保、周辺道路等への影響が最小限となるよう駐車台数を確保すること。
ただし、同一敷地内に確保できない場合は、敷地から100メートル（直線距離）以内の近隣の敷地での確保も可能とする。
- エ 定員の弾力化による受入れが可能となるよう、保育室の面積については、極力余裕を持った整備とすること。
- オ 整備運営する法人として選定後、建築確認申請前までに、図面関係（配置図及び平面図）と応募書類との整合性等について、袖ヶ浦市の承認を得ること。
- カ 障がいのある子どもの受入れが行えるようユニバーサルデザインを考慮した施設とすること。
- キ 認定こども園の整備のための工事請負契約については、一般競争入札に付するなど、袖ヶ浦市が行う契約手続の取扱いに準拠するものとする。
- ク キによる入札、着工等は袖ヶ浦市の指示に従うこと。なお、可能な範囲で市内業者の活用についても検討すること。
- ケ 補助事業により整備した建物等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、担保に関しては、認定こども園の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く。

(3) 事業計画及び資金計画

- ア 事業計画及び資金計画が確実であり、土地の確保、認定こども園の整備に要する資金は、補助金を除き、全て法人の負担とすること。
- イ 整備予定地の造成工事、地盤調査、測量など施設整備に当たって必要となる費用は、補助金を除き、全て法人の負担とすること。
- ウ 整備費用のほかに施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の1/2以上に相当する額を自己資金として確保しておくこと。
- エ 整備資金に借入金を充てる場合には、返済が確実に見込まれる返済計画を策定すること。

(4) 地域住民等への説明

- ア 本件募集への申請に先立ち、応募法人自らが、設置予定地が所在する地区の自治会や近隣住民、近隣土地所有者に対し、認定こども園を設置する計画があることを丁寧に説明し、理解を得ること。（自治会の情報は、袖ヶ浦市企

画政策部市民協働推進課で確認してください。)

- イ 説明を行う中でいただいた意見を提案内容に反映するなど、施設整備や開設後の運営に支障がないよう努めること。
- ウ 「袖ヶ浦市で行っている認定こども園の公募に応募し、整備運営を行う法人として決定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を説明し、地域住民の誤解を招かないよう十分注意すること。

6 運営に関する条件

(1) 運営全般

- ア 令和7年4月1日までに遅滞なく開設できるよう、事業計画及び運営計画を立て、園運営に必要な資金及び保育教諭等の人材を確保すること。
- イ 認定こども園の運営は、認定こども園法、基準省令、県条例及び袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守し、施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府文部科学省厚生労働省告示第1号）及び「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」を踏まえた特色のある事業計画等を作成し、教育及び保育を実施すること。
- ウ 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。また、地域の未就学児やその保護者を対象に、教育及び保育に関する専門性を十分に活用した子育て相談や園庭開放など親子の交流の機会を提供すること。
- エ これまで袖ヶ浦市立吉野田保育所や中川幼稚園が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れに努めること。特に地域内の児童養護施設と連携し、児童の受け入れを行うとともに、小学校への円滑な接続を図ること。
- オ 保護者ニーズに応じ、バス送迎の対応が可能であること。
- カ 認定こども園に勤務する職員の資質の向上を図ること。
- キ 児童の受け入れにあたっては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に則って保育を実施すること。
- ク 保育料以外の保護者負担金については、保護者の過度な負担にならないよう努めること。
- ケ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事まで規制するものではない。

(2) 開園時間及び休園日

- ア 開園時間 1日12時間半（午前7時～午後7時30分）以上とすること。
なお、基本保育時間は11時間（午前7時～午後6時まで）とすることとし、教育時間は4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。
- イ 休園日 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

ただし、これを超えて開園日を設けることを妨げない。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の実施

- ア 子育て支援センターを開設し、地域の未就園児やその保護者を対象に、教育及び保育に関する専門性を十分に活用した子育て相談や園庭開放など親子の交流の機会を提供すること。
- イ 延長保育事業、預かり保育事業を実施すること
- ウ 上記のほか、一時預かり事業や病児保育事業など、サービス向上につながるその他の事業についても、可能な限り実施に努めること。

(4) 給食の提供

- ア 全児童に対し自園調理により、季節感のある給食を適時・適温で提供すること。
- イ 食物アレルギーに配慮し、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応を行うこと。
- ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。
- エ 献立の提示を行うとともに、必要に応じて児童・保護者に対する栄養指導を行うこと。
- オ 調理食材等については、可能な限り地元で調達することとし、地域での食育に取り組むこと。

(5) 園長

園長は次のア、イ、ウの条件全てを満たすものであること。

- ア 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設の運営において迅速かつ的確な判断ができる者であること。
- イ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は1種免許状を有し、及び児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けたものであって、かつ、教育又は児童福祉に関する職（幼保連携型認定こども園の園長、保育教諭等、幼保連携型認定こども園以外の学校の校長、教諭等、児童福祉施設の長、児童福祉施設において児童の保育に直接従事する者等）に5年以上あった者、若しくは幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、上記に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者とする。
なお、保育所等（「保育所、認定こども園並びに幼稚園」をいう）において3年以上園長又は幹部職員（副園長、主幹保育教諭など）として勤務した経験を有する者であることが望ましい。
- ウ 園長は専従及び常勤であること。

(6) 職員

- ア 千葉県条例及び千葉県審査基準を上回る人員配置に努めること。

- イ 全ての学級に主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「主幹教諭等」という。）の常勤を1人以上配置すること。
- ウ 保育教諭については、年齢構成及び経験年数に配慮すること。
- エ 看護師の配置について考慮すること。

(7) 保育の引継ぎ等の実施

- ア 吉野田保育所に令和6年度に入所している児童のうち、当該認定こども園への入園希望者は特段の理由がない限り全て受け入れること。また、転園後、在籍年数が1年で卒園となる児童もいることが想定されることから、転園による保護者の金銭的負担の軽減に努めること。
- イ 吉野田保育所からの転園児童の受け入れにあたっては、保育者が入れ替わることによる児童の心身の負担を軽減し、保護者の不安を解消するため、吉野田保育所の職員、入所児童及びその保護者と複数回に渡って交流を図り、円滑な開設が可能となるように引継ぎを受けること。
- ウ 認定こども園開設後の保育を円滑に進めるため、吉野田保育所及び中川幼稚園に勤務している職員で認定こども園に勤務することを希望する者については、積極的にその採用に努め、勤務条件等については配慮すること。

(8) その他

- ア 職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
- イ 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

7 施設整備に係る補助金

認定こども園の整備については、国交付金（保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金）の内示が受けられた場合に、袖ヶ浦市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱（以下「市補助要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国の交付金の対象額（上限額あり）の4分の3の補助金の交付を予定している。国交付金の名称等は、こども家庭庁の設置に伴い変更となる予定である。

また、より魅力ある施設整備とするため、市の示す整備条件による法人負担の軽減、法人独自の提案の支援及び近年の建築資材の高騰に対し、前述の国の交付金制度を活用した補助金に加え、国の交付金の対象額（上限額あり）の8分の1（上限額5000万円）を市の独自補助金として交付することを予定している。

なお、本件は認定こども園の整備運営を行う法人を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合でも、補助額を確定するものではなく、補助金の交付には、国及び袖ヶ浦市の補助事業制度の継続と予算の成立、別途補助金の申請手続きが必要となる。

8 運営資金等

運営方針により計画的な見込みを立て、適正な人員配置、職員採用計画等による

運営資金（収支）計画に基づき施設運営を行うこと。また、開設当初は定員に満たない可能性が高いため、余裕をもった資金計画を立てること。

(1) 施設型給付費（公定価格に基づく給付）

公定価格の試算については、内閣府 子ども・子育て支援新制度ホームページに掲載されている公定価格単価表（認定こども園）を参照すること。

※地域区分については、16/100地域となる。

(2) 運営事業補助金

以下の事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金の交付を予定している。

なお、補助金の交付には、国、千葉県及び袖ヶ浦市の補助事業制度の継続と予算の成立、別途補助金の申請手続きが必要となる。

- ・延長保育事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・保育士配置改善事業
- ・保育体制強化事業
- ・保育士処遇改善事業
- ・児童送迎用マイクロバス運営費（市単独補助事業）
- ・保育所調理員加配事業（市単独補助事業）

9 応募手続き

(1) エントリーシート

本募集に応募を希望する法人は、下記期間内に「袖ヶ浦市幼保連携型認定こども園整備運営法人の募集に関するエントリーシート」を提出すること。

ア 受付期間

令和4年12月5日（月）から令和5年1月13日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）

※エントリーシートの提出がない場合は、事前協議・応募申込書の受付を行わない。

イ 提出書類

袖ヶ浦市幼保連携型認定こども園整備運営法人の募集に関するエントリーシート（郵送可：郵送の場合は、記録の残る郵送方法で令和5年1月13日必着）

ウ 提出先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課 子ども子育て環境推進班

郵送の宛先 〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1-1

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和4年12月5日(月)から令和5年1月13日(金)まで

イ 提出方法

「袖ヶ浦市幼保連携型認定こども園整備運営法人募集に係る質問書」に記入のうえ、次のいずれかの方法により提出すること。

(ア) 袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班へ直接持参又は郵送

(イ) Eメール

Eメールアドレス：sodel15@city.sodegaura.chiba.jp

ウ 回答方法

期間内に寄せられた質問については、後日、Eメールにより回答することとし、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、随時市ホームページへ掲載する。

(3) 事前協議

上記(1)の期間において「袖ヶ浦市幼保連携型認定こども園整備運営法人の募集に関するエントリーシート」を提出した後、必要書類を準備のうえ、事前協議を実施すること。

※事前協議前に下記連絡先に連絡し、予約すること。

ア 事前協議期間

令和5年1月13日(金)から令和5年1月27日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

イ 事前協議書類

別添3 「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり。

ウ 現場確認(公園用地以外での建設時に必要に応じて)

応募者立会の下、建設用地の現場確認を行う。

エ 連絡先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班

Tel 0438(62)3286

(4) 応募申込書

「袖ヶ浦市幼保連携型認定こども園整備運営法人の募集に関するエントリーシート」を提出し、事前協議を行った者は、応募申込書と添付書類(別添3「応募申込書及び提出書類一覧」参照)を下記提出先に直接持参し、または郵送により提出すること。

ア 受付期間

令和5年1月20日(金)から令和5年2月3日(金)まで

イ 提出書類

別添3「応募申込書及び提出書類一覧」のとおり。

※市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求められることがある。

ウ 提出部数

正本1部、副本13部（正本の写し）

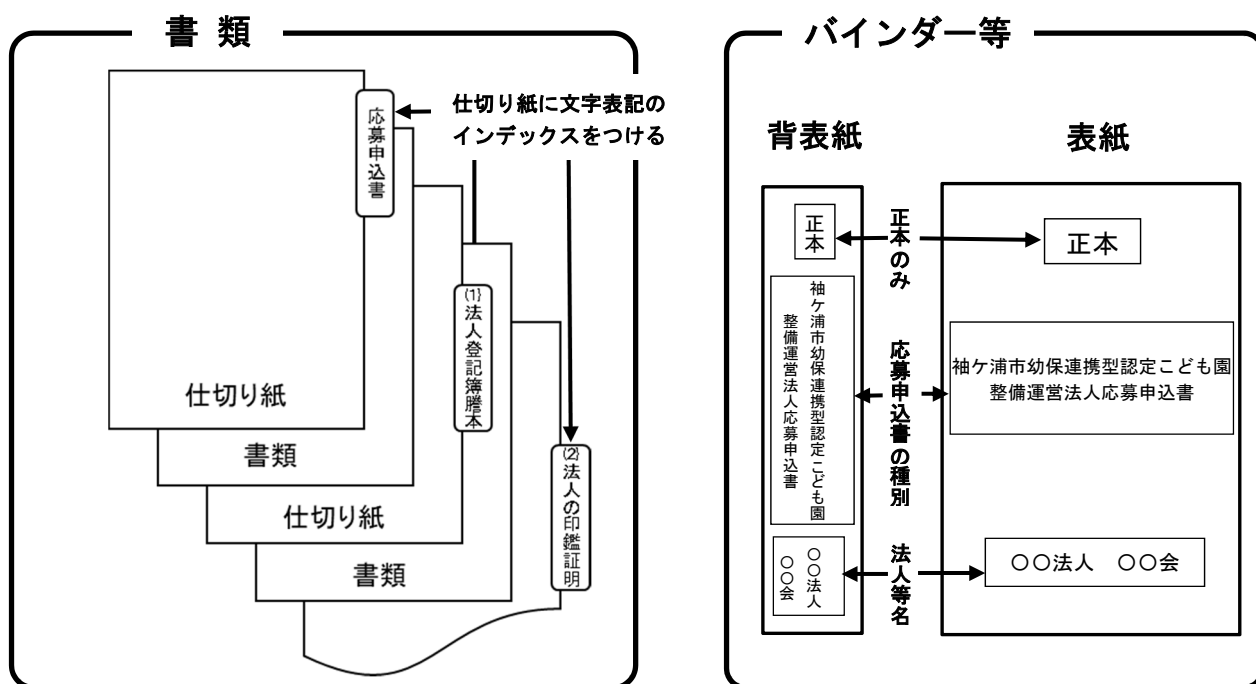
エ 提出先

袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班

オ 提出書類の体裁

提出書類は以下のとおり体裁を整えて提出すること。

- ・全体の目次をつけること。
- ・項目ごとに仕切り紙を入れ、文字表記のインデックスを付すこと。
- ・全体をバインダー等で綴り、表紙及び背表紙に応募申込書の種別、応募法人等名、また正本には「正本」の見出しを付けること。
- ・提出書類は、原則としてA4判で作成すること。（図面についてはA3判可）



※添付書類を写しで提出する場合は、以下の例に従い全て代表者による原本証明を行うこと。（正本のみ）

この写しは、原本と相違ないことを証明する。
令和5年〇月〇日
法人名 〇〇〇〇
代表者名 〇〇〇〇 印

1 0 選考及び決定

(1) 整備運営法人の決定方法

- ア 整備運営法人は、「袖ヶ浦市認定こども園事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で審査選考し、市長が決定する。
- イ 審査は、書類審査、提案説明・ヒアリング及び現場調査（必要に応じて）により行い、総合的に評価・審査する。
- ウ 審査の結果、整備運営法人なしとする場合がある。
- エ 応募がない場合又は整備運営法人が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合がある。
- オ 整備運営法人として決定されたものが辞退した場合又は決定が取り消された場合、審査において次点（ただし、選定委員会において選考基準点を超える評価を受けたものに限る。）となった者を繰り上げて整備運営法人に決定することがある。

(2) 審査の手順

選定委員会による選考内容

- ア 書類審査
- イ 提案説明・ヒアリング
応募書類の内容その他について、応募法人による提案説明、ヒアリングを行う。提案説明・ヒアリングには法人の代表者、幹部、施設整備に関し統括的立場にある者等のいずれかが対応すること。
※応募法人から委託された業者による提案説明は認めない。
- ウ 現場調査（必要に応じて）

(3) 審査項目及び選定方法

別添4「審査項目及び選定方法」のとおり。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募法人に対して文書で通知する。

(5) 選定結果の公表

決定した整備運営法人名及び整備場所等は、市のホームページにおいて公表する。

1 1 欠格事項・禁止事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載が認められた場合や、提案説明・ヒアリング等の審査において虚偽の説明等を行った場合は、失格とする。
- (2) 応募資格のないもの又は応募資格を取り消されたものが応募した場合は、応募を無効とする。
- (3) 応募書類の提出後、以下の事項が確認された場合は、応募を無効とする。
 - ア 重要事項（整備場所、定員、階数、資金贈与者等）を袖ヶ浦市の承諾なく変更した場合（これ以外の項目についても変更の際には、随時事前の相談が

必要となる)。

イ 応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。

- (4) 市民の疑惑や不信を招くような行為があったと市長が認める場合は、応募を無効とする。
- (5) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募者又はその関係者が袖ヶ浦市の職員に対し、直接、間接を問わず、連絡を求め、又は接触した場合は、応募を無効とする。
- (6) 応募期間終了後において、応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合は、応募を無効とする。
- (7) 整備運営法人の決定後、事業の実施に際し関係する法令等に係る許可が得られない場合や応募内容に重要な変更が生じた場合、又は(1)から(6)の事項に該当したことが明らかとなった場合は、決定を取り消す場合がある。
- (8) 整備運営法人が整備する園舎の全部又は一部を貸与又は担保に供した場合は、整備運営法人の決定を取り消す場合がある(担保に関しては、保育所の整備のために福祉医療機構の融資、又は福祉医療機構と民間金融機関の協調融資を受けることを目的とする場合を除く)。

1 2 スケジュール (予定)

- ・募集情報ホームページ掲載開始
令和4年12月5日(月)
- ・エントリーシート受付期間
令和4年12月5日(月)から令和5年1月13日(金)まで
- ・質問の受付
令和4年12月5日(月)から令和5年1月13日(金)まで
- ・事前協議期間
令和5年1月13日(金)から令和5年1月27日(金)まで
- ・応募申込書受付期間
令和5年1月20日(金)から令和5年2月3日(金)まで
- ・書類審査/提案説明・ヒアリング/現場調査(必要に応じて)
令和5年2月17日(金)又は20日(月)
- ・整備運営法人の決定
令和5年3月上旬頃
- ・整備運営法人主催の地元説明会
令和5年4月以降
- ・工事着手
令和5年度中に着手
- ・工事竣工
令和7年1月末まで

認定こども園開設

令和7年4月1日まで

1.3 その他

- (1) 整備運営法人の選定にあたっては、提出された書類、提案説明・ヒアリング審査の内容等を基に評価を行うことから、書類作成時には、別添4「審査項目及び選定方法」を確認のうえ、漏れのないように記載すること。
- (2) 地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等に対し、認定こども園建設について誠意をもって説明し、その状況を別紙第12号様式「近隣への事前説明に係る調書」に記載すること。なお、隣接者等への説明等において、建設反対の運動等がある場合は、当該運動等への対応状況を同様式に記載すること。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (4) 書類等の提出のために要する費用は、全て応募者の負担とすること。
- (5) 応募締切後の応募書類の修正・追加は認めない。ただし、袖ヶ浦市からの指示により補正する場合を除く。
- (6) 提出された個人情報については整備運営法人の選定の目的のみに供し、他の目的に利用しない。ただし、応募書類などについて、個人情報を除くものについては条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 提案説明・ヒアリングの日程については、応募申込書受付期間終了後に個別に文書により通知する。
- (8) 本要項により整備運営法人に決定された場合であっても、必ずしも千葉県において認定こども園の認可を得られるものではないことに留意すること。この場合、袖ヶ浦市はいかなる責任も負わない。
- (9) 整備運営法人として決定されてから施設開設までに正当な理由なく代表者又は施設長予定者が変更となる場合には、整備運営法人としての決定を取り消すことがある。
- (10) 整備運営法人として決定された後の応募計画の変更は原則として認めないが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないものであって、審査の評価に影響を与えないもののみ、袖ヶ浦市と協議のうえ認める場合がある。
- (11) 整備運営法人として決定された後、正当な理由なく整備運営を辞退した場合、これにより生じる損害の賠償を請求する場合がある。
- (12) 整備運営法人として決定された後、袖ヶ浦市と協議のうえ、地域住民及び地権者等に対し、整備運営法人主催の説明会を速やかに開催すること。
- (13) 袖ヶ浦市市民子育て部、担当課その他関連する部署へ挨拶等は一切行わないこと。